

# 八幡浜地区施設事務組合行政不服審査条例

〔平成28年 3月16日〕  
条例第2号

改正

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他法令で定める不服申立てに関し必要な事項を定める。

(準用規定)

第2条 不服申立ての手続については、八幡浜市行政不服審査条例（平成28年八幡浜市条例第1号）を準用する。この場合において「市長」とあるものは「組合長」と、「八幡浜市行政不服審査会」とあるものは「八幡浜地区施設事務組合行政不服審査会」と、「総務企画部総務課」とあるのは「事務局」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。